

## 9 学校教育全体で進める教育活動

### (1) 情報教育

#### ア〈基本的な考え方と目標〉

#### 基本的な考え方

今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来している。

こうした社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようとするため、情報活用能力の育成が極めて重要なっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。

今回改訂の学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が令和2年度から開始された。

さらに文部科学省は、具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）の発行や教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」（平成23年4月）、「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（平成28年7月）のとりまとめを行い公表した。

また、令和元年12月、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、「GIGA（※）スクール実現推進本部」を設置した。学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、令和2年度内に、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現している。

（※GIGA = Global and Innovation Gateway for All）

## 情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

### A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

### B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱い自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

### C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

## 《参考資料》

- 「高等学校情報化『情報Ⅱ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「教育の情報化に関する手引」（文部科学省 令和元年12月）
- 「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～I C Tを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」  
（文部科学大臣決定 平成28年7月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書」（文部科学省 平成26年3月）
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイド」（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- 「学校における教育活動と著作権」（文化庁著作権課）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

## 9 学校教育全体で進める教育活動

### (1) 情報教育

#### イ 〈内容と情報モラルの指導〉

#### 情報教育の内容

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、教員が、各教科等の目標と情報教育の目標との関係を正しく理解し、学校全体として体系的に推進することが必要である。

(V - 3 - (6) 参照)

児童生徒の情報活用能力を育成するためのICT活用の具体例については、

V 学習指導の実際

3 授業・学習指導の基本技術

(6) ICTの活用

児童生徒のICT活用(P148)にも掲載している。

#### 【小学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要な情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが重要である。

#### 【中学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

#### 【高等学校】

「課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。」、「収集した情報の客觀性・信頼性について考察する。」、「様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり発信したりする。」、「相手や目的に応じて情報の特性を捉えて効果的に表現する。」等の様々な場面を設定して情報活用能力を育成することが必要である。また、情報や情報手段を実践的に活用するための科学的な見方や考え方として、手順や方法、結果の評価等に関する基本的な理論を理解することも重要である。

#### 【特別支援学校】

コンピュータなどの情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障害の状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上又は生

活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。また、インターネットをはじめとするネットワークの世界は、国籍、性別、障害の有無を問わない開かれた世界であり、そこに参加していくことは、障害のある人の積極的な社会参加の新たな形態の一つということもできる。

そのため、情報活用能力を育成するための特別支援学校学習指導要領の規定は小・中・高等学校と同様のものであるが、支援を必要としている児童生徒は、その障害の状態等により情報の収集、処理、表現、発信などに困難を伴うことが多く、情報社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が特に求められる。

## 情報モラルの指導

京都府教育委員会では、全ての学校で情報モラル教育を実施することを推進している。情報モラルは複雑で多様な問題があるように見えるが、その大半が日常モラルであり、そこに情報技術の特性（基本的な仕組み）が加わることを理解しておくことが重要である。そのためには、「日常モラルを育てる。」、「仕組みを理解させる。」、「日常モラルと仕組みを組み合わせて考えさせる。」という三つの視点で指導することが必要である。仕組みについては、情報技術が進展しても変化しない部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。この構造を理解して、指導することが求められる。

また、情報モラル教育は、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要なになる。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるが、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために家庭と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要である。

### 情報モラルの判断に必要な要素

#### ○日常モラル

- ・節 度 「やりたいことを我慢する。」「ほしいものを我慢する。」など
- ・思 慮 「情報を正しく判断する。」など
- ・思いやり、礼儀 「適切なコミュニケーションをとる。」など
- ・正 義 、 規 範 「情報社会のルールを守る。」「正しいことを実行する。」など

#### ○仕組みの理解

- ・インターネット の特性
  - 公開性：「公開である。」
  - 記録性：「記録が残る。」
  - 信憑性：「信用できない情報がたくさんある。」
  - 公共性：「インターネットは公共の資源である。」
  - 流出性：「情報が洩れる。」など
- ・心理的身体的 特性
- ・機器やサービ スの特性
  - 「夢中になってやめられなくなる。」「対面で伝わりにくい部分がある。」「不安になる。」「感情的になりやすい。」など
  - 「夢中になりやめられなくなるサービスがある。」「いつでもどこでもつながることができる。」「サービスの提供側からさまざまな勧誘がある。」「無料であることをうたって利用を勧誘してくる。」など

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」から

## 9 学校教育全体で進める教育活動 (2) キャリア教育

### 基本的な考え方

今回改訂の学習指導要領総則には、「児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と明示している。

社会構造の変化が急激に進む中、児童生徒に生き抜く力をつけさせるためには、社会の変化に対応できる基礎的・汎用的能力を育むことが大切である。

そのためには、特定の教科・領域だけでなく、学校教育の全ての場面でキャリア教育の視点を持った教育の展開が肝要である。具体的には、育みたい児童生徒像を明確にした上で、学校で学ぶことと社会との接続を意識した教育を展開し、児童生徒のキャリア発達を促していくことである。

児童生徒が学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められる。

### キャリア教育の内容

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級・ホームルーム活動を要としながら、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これから学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級・ホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

なお、今回の学習指導要領の改訂により、小学校の学級活動に「(3)キャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点から的小・中・高等学校等学校間のつながりが明確になるようにしている。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、育成すべき資質・能力を念頭においていた職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

ただし、キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢をもつことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

## 特別支援学校におけるキャリア教育

キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化などの現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある児童生徒が自己実現を図るために生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

## キャリア・パスポート

今回の学習指導要領改訂の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。」と定めている。

これを受け、文部科学省は、事務連絡「『キャリア・パスポート』例示資料等について」を平成31年3月29日付で発出した。それによると、前述の「活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼ぶこととし、「令和2年4月より、全ての小学校、中学校、高等学校において実施すること。」を求めている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級・ホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

### 《参考資料》

- 「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「高等学校キャリア教育の手引き」（文部科学省 平成23年11月）
- 「小学校キャリア教育の手引き（改訂版）」（文部科学省 平成23年5月）
- 「中学校キャリア教育の手引き」（文部科学省 平成23年3月）
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ2」（国立教育政策研究所 平成30年3月）
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ1」（国立教育政策研究所 平成29年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育一冊々のキャリア発達を踏まえた“教師”的働きかけー」  
（国立教育政策研究所 平成28年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』～キャリア教育を一步進める評価～」（国立教育政策研究所 平成27年3月）
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「データが示すキャリア教育が促す『学習意欲』」  
（国立教育政策研究所 平成26年3月）
- 「第2期京都府教育振興プラン」（京都府教育委員会）
- 「『キャリア・パスポート』の取組をすすめるために～教員向け説明資料～」（京都府教育委員会 令和元年9月）

## 9 学校教育全体で進める教育活動

### (3) 伝統や文化に関する教育（グローバル化への対応）

#### グローバル化時代に 求められる資質・能 力の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」（第2条第5号）が新たに盛り込まれた。

情報化やグローバル化が進み社会がめまぐるしく発展する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。言語能力を高め、国語で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現したりできるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようになることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していくようにすること、様々な国や地域について学ぶを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようになることなどが重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動などにおいて、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

#### 伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

例えば、幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようになること。」が示されている。

また、小・中学校国語科では、「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善を図っている。その他にも、府内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

## 京都府の取組

「京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「K Y O発見仕事・文化体験活動」、「高校生伝統文化事業」、「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どもの文化芸術活動など優れた芸術に触れあう機会や、美術工芸展など子どもの心を込めた作品発表の場の提供を行い、京都の自然・歴史・文化・産業などを学ぶ機会の充実や伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ＩＣＴを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

### 「グローバル人材」の概念

要素I 語学力・コミュニケーション能力

要素II 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素III 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心を育むこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

**海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導** 海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。

また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に当たることが必要である。

### 《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」(文部科学省 平成31年3月)
- 「CLARINET へようこそ」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm) (文部科学省)
- 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ (文部科学省 平成24年6月)
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」(京都府教育委員会 平成19年5月)
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」(京都府総合教育センター 令和2年6月)

**京都府における主権者教育の目的**

主権者教育とは、「主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育」、具体的には「子どもたちが政治や選挙に関する理解を深め、我が国の地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを受け止め、合意形成を図っていくことができるよう育む教育」である。

**京都府における主権者教育で育む力、態度**

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

**京都府における主権者教育の視点**

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養を育む実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。

(1) 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。

(2) 「法やルールに関する教育」の実践

本府の主権者教育を、幼稚園から高等学校まで実践している「法やルールに関する教育」の一環として位置づけて指導する。

(3) 政治的教養を育む実践

話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考え方や姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。

**法やルールに関する教育**

京都府の「法やルールに関する教育」は、ルールやきまり、法について体験的に学び、「心の教育」によってはぐくまれた道徳性や他者を思いやる気持ち、規範意識等を大切にしながら、状況に応じた行動（ふるまい）ができる子どもを育成することを目指すものである。

そのため、単に法的なものの見方や考え方だけを学ぶということだけでは

なく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させ、人や社会と共生できる行動へつなげようというものである。

そのためには、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成という3つの観点に立ち、全ての教育活動を通して実施する必要がある。

○他者の立場を理解した上で、理性的な議論となるように自分の意見を主張する。

○与えられたルールを守るというだけでなく、ルールやきまりが必要な理由や、人と協力しながらつながるためのルールなどの妥当性について公平・公正の視点から考え、ルールをつくり、場に応じた行動ができる。

○身近なトラブルなどを解決するとともに生活しやすい環境を生み出そうとする。

## 指導項目「協力」「公

### 平・公正」について

京都府が目指す「法やルールに関する教育」は、指導項目として子どもや教職員が捉えやすい「協力」と、その協力を円滑に進める際の基準としての「公平・公正」という指導項目を中心に全ての教育活動を通じて進めていくこととする。

### 「協力」

どのような状況であれば「協力」できるのかについて、考えることを通して条件や基準を表現・判断できる資質・能力を育てる。その際、「協力」の条件や基準についての理解を深めさせることが重要である。

### 「公平・公正」

集団が目指す目標に応じ、求められる個性や能力等には違いがあることが当然であり、多様な価値観や自分とは違う異質なものが世の中には存在することに気付き、それを認め、公平・公正を意識した行動ができる子どもを育成することが重要である。

#### 《参考資料》

- 「私たちが拓く日本の未来」（生徒用副教材）（総務省・文部科学省 令和2年度一部改訂）
- 「私たちが拓く日本の未来」（活用のための指導資料）（総務省・文部科学省 平成27年9月）
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」（改訂版）（京都府教育委員会 平成29年3月）
- 『法やルールに関する教育』実践事例集・年間指導計画～京都式『ふるまいの教育』の進め方～  
(京都府教育委員会 平成29年3月)
- 『法やルールに関する教育』実践事例集～京都式『ふるまいの教育』の進め方～（京都府教育委員会 平成28年3月）
- 『法やルールに関する教育』ハンドブック～京都式『ふるまいの教育』の進め方～（京都府教育委員会 平成27年3月）

※高等学校については、主権者教育において重要な役割を担う教科である公民科として、選挙権年齢の引下げなどを踏まえ、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編の第3章の1の(2)において、「全ての生徒に履修させる科目である『公共』は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。」としている。

## 環境教育の目的

環境教育の目的は、身の周りの生活に係る規範意識をはぐくむのみならず、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることである。

そのためには、社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見たり、課題を発見・解決したり、既成概念にとらわれず新しい価値を創り出す「未来を創る力」及び地球環境やそれを取り巻く社会を理解し、その変化に気付いて保全のために行動できる「環境保全のための力」の両方を育成する必要がある。

## 環境教育の視点

環境教育を行う際には、次のことに留意して進めることが大切である。

### ① 持続可能な社会の創り手の育成

環境教育は、これまで以上に E S D (持続可能な開発のための教育) や S D G s (持続可能な開発目標)との関連を踏まえたものにしていく必要がある。自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力などを育成することを通して、持続可能な社会の構築という観点を意識した「児童生徒の意識の変容を引き出す」ことを目指す。

### ② 重視する要素

人間と環境及び環境に関する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶ。

- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉える。
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉える。

### ③ 体験活動を通じた学びの場の設定

体験活動を取り入れた環境教育を積極的に進める。その際、教師はファシリテーターとして関わる意識をもち、学ぶ側が主体となり自らが考える活動となるように配慮する。また、活動が一過性のものとならないよう「ねらいの具体化」や「効果の可視化」を行い、改善につなげるよう留意する。

### ④ 地域や家庭、各種機関等との連携

体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠となる。教職員は、E S Dの視点から地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められる。

### ⑤ 地域の実態からの取組

特定の地域からの視点をもった活動は、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進が期待できる。この活動は、地域の企業や地域自身に関する複合的・波及的な効果も期待でき、「地域循環共生圏」の創造にもつながるため、特に積極的に進めていくべきである。

## 環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、教科等横断的な学習や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。また、校種間の接続や家庭、地域社会、関係機関との連携を通して、生活とのつながりを意識しながら取り組むことが大切である。教職員は、研修や講習等への参加、「E S D推進の手引」(文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会)等の資料を活用し、実践力の向上を図ることが求められている。

### 《参考資料》

- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境教育等促進法基本方針の変更）」（環境省 平成30年6月）
- 「環境教育指導資料『幼稚園・小学校編』（平成28年10月）・『中学校編』（平成28年12月）」（国立教育政策研究所）
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（E S D）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画（ESD国内実施計画）」（持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 平成28年3月）
- 「京都府 京とあーすの環境」<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京都府）

**基本的な考え方**

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりで推進を図っていくことが重要である。

**京都府における読書活動の取組**

京都府では、京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）をまとめ、以下に示された読書活動を推進している。

- (1)家庭における読書活動の推進
- (2)学校等における読書活動の推進
- (3)地域社会における読書活動の推進
- (4)効果的な読書活動の推進

また、京都府立図書館では、学校支援事業として「学校支援セット貸出」や「来館型調べ学習」を行っている。

**学校図書館の役割**

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。新学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられているが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待される。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要である。

《参考資料》

- 「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～」  
(京都府教育委員会 令和2年3月)
- 「学校図書館機能充実ガイドライン」(京都府教育委員会 平成27年1月)

## 9 学校教育全体で進める教育活動 (7) 食育

### 基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。食育基本法前文では、食育を、「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けている。さらに、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としている。京都府の学校における食育推進の基本的な考え方方は次のとおりである。

- ① 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校の「食に関する指導の目標」に基づき各学年ではどのような資質・能力を育成するのか明らかにし、どの教科等でいつ誰が指導を行うのかを全教職員が理解し確実に実施することが必要である。
- ② 食の専門家である「きょうと食いく先生」による実践型食育（田植え、稻刈り、茶摘み、漬け物作り、味噌作りを体験させる等）を推進する。
- ③ 先進的な実践事例を活用し、家庭、地域及び研究機関や企業等の外部専門家との連携を図る食育を推進する。
- ④ 学校給食未実施の中学校や高等学校においても、ライフステージにおける大切な食育の場であることを意識し、校種間の系統性を踏まえながら、学校教育活動のあらゆる場面で食育を推進する。
- ⑤ 地場産物や地域の郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科等と関連させた献立の工夫や食品ロスの削減に関心をもたせたりするなど、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図る。

### 食に関する指導

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的責任は家庭にある。しかしながら、近年、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ傾向の増大などが見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている。学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

各学校では、給食の時間をはじめ、関連教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等様々な場面で食に関する指導を行う。学校における食育の推進は、食に関する指導の全体計画に基づき校長のリーダーシップのもとに学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全教職員が連携・協力し、関連教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科等横断的に行われることが重要である。

なお、中学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、食に関する指導が適切に行われる必要がある。さらに、高等学校においては生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、指導することが重要である。

資料⑯ P184

#### 《参考資料》

- 「食に関する指導の手引－第2次改訂版－」（文部科学省 平成31年3月）
- 「栄養教諭を中心としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～」  
(文部科学省 平成29年3月)
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」  
(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課HP掲載 平成28年2月)
- 「食育のパワーアップを図ろう～生きる力を身につける食育の実践に向けて～」  
(京都府教育委員会 平成29年3月)

9 学校教育全体で進める教育活動  
(8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習

**社会奉仕等に関わる  
体験活動を生かした  
学習の目的**

社会奉仕等に関わる体験活動は、共に助け合って生きることの喜びを体得する中で、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることを目指すものである。人、社会、自然と関わる直接的な体験活動を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという、人間としてごく自然な温かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「よりよく生き、よりよい社会をつくる」ための鍵となる。

学校においては、学校や地域、関係機関が一体となって「社会総掛かりでの教育」による取組が不可欠になっており、そのためにも「地域とともにあら学校」への転換を図るため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」が有効な仕組みとして、その導入が推進されています。

また、実施に際しては、発達の段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、生徒会等を活用したリーダーシップの育成、自発的なボランティア活動等の高等学校における単位認定など、活動の適切な評価などに配慮して取り組む必要がある。

**具体的な活動例**

- 地域社会への協力や学校内外のボランティア活動
- 各種の生産（飼育栽培）活動
- 校内外の美化活動 等

**実施上の留意点**

発達の段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえ、学校として活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直し、

- ① 学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間はじめ各教科等の学習指導及び部活動等の課外活動など教育活動において適切な位置付けを行うこと。
- ② 各校種におけるそれぞれの取組に継続性をもたせ、発達の段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること。
- ③ 各教科等における学習指導との関連を図ること。  
などが求められる。

特に教科担任制である中学校・義務教育学校及び高等学校においては、教科担任の教員間の緊密な連携・協力が重要である。